

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。
令和 8年 7月 8日

宇部市交通事業管理者 磯 中 克 文

1 入札に付する事項

工 事 番 号	第900号
工 事 名	宇部市交通局新川営業所新築に伴う既設建物解体工事
工 事 場 所	宇部市上町一丁目8番6-1号
工 期	契約の日から令和 8年11月20日まで
工 事 の 概 要	補強CB造（一部木造）2階建（81.99㎡）の解体工事

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地 方 自 治 法 施 行 令	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。	
宇 部 市 の 登 録	工 種	解体工事
	等 級	なし
	総 合 点 数	制限なし
建 設 業 の 許 可	解体工事業に係る許可を受けていること。	
営 業 所 等 の 所 在 地	この公告の日までに建設業法（昭和24年法律100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所のうち、本店を宇部市内に有していること。	
指 名 停 止	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。	
施 工 実 績	次のいずれかに該当するものであること。 ア 平成23年4月1日から公告日の前日までの間に、元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が15パーセント以上であるものに限る。）として、国又は地方公共団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）が発注する建築物解体工事を施工した実績を有すること。 イ 令和3年4月1日から公告日の前日までの間に、宇部市が発注する建築物解体工事の入札参加実績を有すること。	
配 置 技 術 者	次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。 ア 法第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。なお、専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、入札条件及び指示事項によること。また、専任特例2号の監理技術者の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める。詳細については、入札条件及び指示事項によること。 イ この入札に参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、本工事に専任で配置する必要がある場合は、この入札に参加しようとする者との間に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係があること。 ウ 監理技術者にあつては、解体工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受講している者であること。	
手 持 制 限		
そ の 他	官公需適格組合と当該組合員とが同時申請した場合、組合は認定しない。	

- 3 契約条項を示す場所
宇部市交通局 交通事業課
- 4 入札参加申請
- (1) 申請方法
宇部市電子入札システムを使用すること。
また、次表の提出欄において○が付されている書類を、添付すること。なお、その審査結果を申請期間終了後、約2週間後にメールで通知する。
- | 提出 | 書類 |
|----|-----------------------------|
| ○ | 同種・類似工事の施工実績調書 |
| | 監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験調書 |
| | 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書類 |
| | 手持工事状況調書 |
| | 建設業の許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書 |
- (2) 申請期間
令和8年7月8日 午前8時30分 から
令和8年7月15日 午後5時00分 まで（土日祝日等を除く。）
- (3) 申請様式
申請に必要な様式は**宇部市交通局ウェブサイト** (<https://ubebus.jp/pages/520/>) からダウンロードし、使用すること。
- 5 設計図書配布方法
宇部市入札情報公開システムからダウンロードすること。
設計図書の閲覧は、パスワードの入力を要するため、「設計図書ダウンロードのためのパスワードについて」で通知したパスワードを入力して設計図書をダウンロードすること。
- 6 質問方法等
工事内容に関する質問は、「工事（業務）内容質問書」（様式は**宇部市交通局ウェブサイト** (<https://ubebus.jp/pages/520/>) からダウンロード可能）によりメールにて提出すること。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用すること。開封確認メッセージが届かない場合は、提出先に確認を行うこと。）なお、質問は、4(1)に掲げる書類を申請期間内に提出した者に限る。
質問回答は、宇部市入札情報公開システムに掲載するので、該当のページを確認すること。
また、再質問は質問回答に関するもののみ受け付ける。
- ア 質問期間
令和8年7月16日 午前8時30分 から
令和8年7月21日 午後5時00分 まで
- イ 提出先
宇部市都市政策部営繕課 メールアドレス (eizenka@city.ube.yamaguchi.jp)
- ウ 質問回答
令和8年7月28日
- エ 再質問期間
令和8年7月28日 午前8時30分 から 午後5時00分 まで
- オ 再質問回答
令和8年7月30日
- 7 入札方法等
- (1) 入札方法
宇部市電子入札システムを使用すること。
- (2) 工事費内訳書
工事費内訳書の様式については、**宇部市交通局ウェブサイト** (<https://ubebus.jp/pages/516/>) を参照すること。
工事費内訳書は、宇部市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出すること。
工事費内訳書の添付がない場合、又は工事費内訳書に不備等がある場合は、その者のした入札を無効とする。
- (3) 入札保証金
免除する。
ただし、納付が必要である者については、後日通知する。
- (4) 入札書提出期間
令和8年7月30日 午前8時30分 から
令和8年8月3日 午後5時00分 まで（土日祝日等を除く。）
- (5) 無効入札
入札の心得5各号に該当する入札は、無効とする。
- (6) 再度入札
再度入札は、別途通知において指定する期限までに宇部市電子入札システムを使用して行うこと。
再度入札は最大2回までとする。
再度入札においては、工事費内訳書の提出は不要とする。
初度入札において無効入札とされた者は、再度入札に参加できないものとする。また、2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者は、参加できないものとする。
- 8 開札日時及び場所
- (1) 日時(予定)
令和8年8月5日 午前9時00分
- (2) 場所
宇部市役所 入札室（3階）
- 9 落札者の決定方法
宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第119条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（低入札価格調査において不落札となった場合を除く。）。
- 10 その他
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は宇部市交通局を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 平成27年3月6日付け国地契第91号「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」に規定する基準に該当する者のした入札は無効とする。
- (5) この工事は、「宇部市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」による「完全週休2日（土日）Ⅱ型」対象工事である。
- (6) 詳細については、宇部市交通局交通事業課（電話0836-31-1133）に問い合わせること。